

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	年金生活者支援給付金の支給に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇佐市は、年金生活者支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県宇佐市長

公表日

令和6年7月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	年金生活者支援給付金の支給に関する事務
②事務の概要	宇佐市における年金生活者支援給付金の支給に関する事務は、「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」、「年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令」、「年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令」の定めるところによるほか、地方自治法第2条第9項第1号に定めるところによる「第1号法定受託事務」を行う。 特定個人情報ファイルは、上記法令および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に使用する。 【年金生活者支援給付金の支給に関する法律の規定のうち】 - 認定請求に関する事務 - 年金生活者支援給付金支給要件に該当する者の認定請求の受理 - 年金生活者支援給付金支給要件に該当する者の再認定請求の受理 - 受給資格者が死亡した場合における未支払の年金生活者支援給付金の請求の受理 - 請求書等の送付 - 届出に関する事務 - 年金生活者支援給付金受給者からの厚生労働省令で定められた事項の届出および書類等の提出に伴う受理 - 年金生活者支援給付金受給者の死亡に伴う届出の受理 - 届書等の送付 - 情報提供等に関する事務 - 厚生労働大臣に対する年金生活者支援給付金受給資格者等の収入の状況等の情報の提供 - 年金生活者支援給付金の支給に関する事業の実施に必要な準備行為
③システムの名称	- Acrocity国民年金 - Acrocity住民票 - Acrocity個人住民税 - MICJET番号連携サーバー - 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の128の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課法務係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 TEL: 0978-27-8101 mail: soumu11_johokokai@city.usa.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	福祉保健部健康課年金係 TEL: 0978-27-8124	〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 mail: nenkin04@city.usa.lg.jp

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民生活部長兼市民課長 市民課長	福祉保健部健康課 健康課長	事後	
令和3年9月1日	7. 特定個人情報の開示～ 請求先	mail:soumu04@city.usa.oita.jp	mail:soumu04@city.usa.lg.jp	事後	
令和3年9月1日	8. 特定個人情報ファイルの 取り扱い～ 連絡先	市民生活部市民課国民年金係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 TEL:0978-27-8124 mail:nenkin04@city.usa.oita.jp	福祉保健部健康課年金係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 TEL:0978-27-8124 mail:nenkin04@city.usa.lg.jp	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和6年7月24日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	宇佐市は、年金生活者支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を持って個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	宇佐市は、年金生活者支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	事後	
令和6年7月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の95の項	番号法第9条第1項 別表の128の項	事後	
令和6年7月24日	I 関連情報 7. 特定個人上の開示・訂正・ 利用停止請求 請求先	総務部総務課行政係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 TEL:0978-27-8101 mail:soumu04@city.usa.lg.jp	総務部総務課法務係 〒879-0492 大分県宇佐市大字上田1030番地の1 TEL:0978-27-8101 mail:soumu11_johokokai@city.usa.lg.jp	事後	
令和6年7月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和6年7月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	